

名張市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

1. 廃止の趣旨

名張市農業共済基金は、本市における農業共済事業の運営に要する財源に充てるために設置し、伊賀地域一体で広域的に実施されていた当該事業の負担金として充当をしてきました。

平成29年4月1日に三重県農業共済組合が設立され、以降の農業共済事業は本市の区域を含めて県下で一本化して実施されることとなり、また、同組合は国からの事務負担金の交付を受けて運営されていることから、市町は負担金を支出する必要がなくなりました。

以上のことから、所期の目的を達したため、本基金の設置根拠である名張市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止しようとするものです。

なお、本基金の残高（令和6年度決算見込額：約14,900千円）については、令和6年度の一般会計予算に繰り入れた上で財政調整基金へ積み立てることとします。

2. 施行期日

公布の日から施行します。